

令和2(2020)年5月11日

保 護 者 の 皆 様

大阪市立難波中学校長 鍋谷賀都緒  
同 P T A会長 井上 隆裕

## 学 校 徴 収 金 等 の 納 入 に つ い て ～ 口座振替日の基本は26日～

平素は、本校教育にご理解とご協力を賜わり厚くお礼申しあげます。

さて、本年度の学校徴収金(生徒費、積立金)及びPTA会費(原則として一世帯一口をお願いしています)を別紙予算書のとおり毎月26日を基準日として徴収させていただきます。26日が週末に当たる場合は翌週の月曜日に徴収いたします。月別の金額は裏面をご覧ください。

納入にあたっては、現金事故防止の観点から口座振替をご利用いただきますようお願いいたします。やむをえず、現金で納入する際は朝一番で事務室、もしくは担任へ現金をお渡しください。

いずれも、本校において教育活動を進めていくにあたり、各々の生徒にとって必要となるものでありますので、口座振替の前日までにご入金していただき、期限を守って納入いただけるようお願いいたします。口座振替日は以下の表でご確認ください。

経済的な理由により、納入が困難な場合は、生活保護制度(教育扶助)や就学援助制度などがありますので、担当教職員へご相談ください。

なお、学校徴収金については、納付期限までに納入がない場合は、督促をさせていただくとともに、度重なる督促にも関わらず納入がない場合は、法的措置を執らせていただくこともありますので、納付期限までに納入いただけるようお願いいたします。

### 《学 校 徴 収 金 等 の 振 替 日》

振替日	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
	5/26 (火)	6/26 (金)	7/27 (月)	8/26 (水)	9/28 (月)	10/26 (月)

(注)振替日の前日までに口座への入金を済ませておいてください。

再振替はできません。振替ができなかった場合は、学校へ直接納入していただきます。